

令和8年度

保存版

令和8年4月発行

共済/互助のしおり

福利ひろしま 特集号

・年間スケジュール表 2～3

共済組合の事業

〈掛金・保険料等〉

・共済組合の掛金・保険料と標準報酬...4～5

〈短期給付〉

・短期給付事業一覧表 6～9
・被扶養者の認定について 10～12
・マイナ保険証について.....13
・組合員の皆さまからよくある質問 14

〈長期給付〉

・共済組合の年金制度 15～16

〈健診事業〉

・生活習慣病予防健診（人間ドック） 17
・器官別検診（レディース検診・大腸がん）
..... 18
・第3期データヘルス計画 18
・特定健康診査（特定健診） 19
・特定保健指導 20

〈健康づくり事業〉

・メンタルヘルス相談 21～23
・メンタルヘルス講演会事業 24

・直営病院講師派遣 24

・心のセルフチェックシステム 25

・スポーツクラブ法人利用 25

〈一般事業〉

・旅行商品特別割引..... 26
・特典サービス 26
・公立共済 やすらぎの宿 27

〈貸付事業〉

・共済組合の貸付種別と利率 28

互助組合の事業

〈諸手続〉

・加入手続について・掛金の概要
..... 29～30
・退職時の手続について 31～32

〈現職組合員事業〉

・給付事業（一覧） 33
・福祉事業（一覧） 34
・貸付事業（種別と利率） 35

〈退職組合員事業〉

・退職組合員事業（一覧） 36

公立学校共済組合広島支部

TEL (082) 211 - 3550 (直)

FAX (082) 211 - 3353

HP <https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/>



一般財団法人 広島県教育職員互助組合

TEL (082) 228 - 1386 (直)

FAX (082) 228 - 1398

HP <https://www.gojo.or.jp/>



〒730-8514 広島市中区基町9番42号 広島県教育委員会事務局管理部健康福利課内
（開庁時間：平日（月曜日～金曜日）8時30分～17時15分 土曜日・日曜日・祝日休み）

令和8年度 共済・互助組合 年間スケジュール(予定)

時期	給付係	資格係	年金係
		※ 4月異動時速やかな提出を！	
4月		「組合員資格取得届書」 「組合員資格変更届書」 「被扶養者申告書」等提出	「年金加入期間等報告書」* 「転入届書」*等提出
5月			
6月			
7月		【上旬】被扶養者資格の検認	
8月			
9月	【上旬】公費受給者証の確認		
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			「退職届書」*「転出届書」*等提出
毎月	【10日】各種手当金等請求締切 →【当月末給付】 (11日以降に受け付けたものは翌月末に給付)		
随時		「被扶養者申告書」等提出	老齢厚生年金請求書の提出 年度中途の就職又は退職時には *印の書類を随時提出

★★共済組合・互助組合からのお願い★★

- 書類は、原則、郵便により提出してください。
特に、マイナンバー入りの書類については、場合によって、配達状況の追跡等を行う必要があるため、それが可能となる簡易書留郵便（封筒に「個人番号関係書類在中」と朱書き）で提出してください。
- やむを得ず、書類を持参する場合は、必ず、事前に、「問合せ先」に連絡してください。その上で、開庁時間内に来庁していただき、連絡した担当者に、直接、書類を手渡ししてください。
- 書類の確実な收受、個人情報の厳格な取扱いのため、皆様の御理解・御協力をよろしくお願いします。

★★ホームページのお知らせ★★

- 広島支部ホームページでは「組合員専用ページ」を開設しています。
様式集やお知らせなどの情報を掲載していますので、ぜひアクセスしてください。

【「組合員専用ページ」の御利用方法】

<ステップ1> 広島支部HPにアクセスし、「組合員専用ページ」のログインアイコンをクリック。

<ステップ2> 組合員等番号、パスワードを入力。

※ パスワードは、全て半角で「H(大文字) + @ + 生年月日(西暦8桁)」です。

(例) 1970年1月1日生まれの方→「H@19700101」

※ 新規の組合員の方は組合員専用ページにログインできるようになるまで、一定の日数を要します。

- 「福利ひろしま定期号」(7月・9月・11月・1月・3月発行)については、
広島支部ホームページから閲覧し、御活用ください。

【 広島支部トップページ > 広島支部について > 福利ひろしま 】



組合員専用ページ

ログイン 組合員専用ページ



福利ひろしま

時期	保健事業係	経理貸付係	互助組合
4月	【16日】生活習慣病予防健診（人間ドック）申込開始通知 ※ 受診期間：6月～2月		※ 4月異動時速やかな提出を！ 「㊤加入申込書」提出（4/20必着） 「㊤退会給付金請求書」提出
5月			
6月	福祉保険制度募集 ※ 加入（更新）日：11月1日	【19日】 第1回一部繰上償還申込締切	
7月			
8月	【19日】器官別検診（レディース検診）申込開始通知（予定） ※ 受診期間：11月～2月		リフレッシュ給付金支給
9月			
10月	【19日】器官別検診（大腸がん検診）申込開始通知（予定） ※ 受診期間：1月	団信中途加入申込受付（予定）	
11月		団信中途加入申込受付（予定）	
12月		【11日】 第2回一部繰上償還申込締切	
1月			
2月			
3月		令和8年度末（3/31）退職者の任意継続組合員申出書受付最終締切・4/19	令和8年度末（3/31）退職者の「㊤退職医療組合員申出書」提出最終締切・4/30必着
毎月		【20日】 ・貸付申込締切 ・全額繰上償還申込締切 ※ 12月のみ全繰の申込締切は11日 ・育休等償還猶予申出締切	《現職組合員事業》 【1日】貸付申込締切 →【当月19日】送金 【10日】貸付申込締切 →【当月28日】送金 【10日】諸給付等請求締切 →【当月末給付】 （11日以降に受け付けたものは翌月末に給付） 《退職組合員事業》 【奇数月の15日】諸給付請求締切 →【翌月28日給付】
随時			「㊤加入申込書」提出 「㊤加入申込書有期職員」提出 「㊤加入申込書短時間勤務会計年度任用職員」提出 「㊤退会給付金請求書」提出 「㊤貸付金一括償還申出書」提出

問 合 せ 先		公立学校共済組合広島支部 関係
福利調整係	(082) 513-4951	（広報関係）
経理貸付係	(082) 513-4955	（掛金関係・貸付関係・任意継続組合員関係）
給付係	(082) 513-4965	（各種給付関係）
資格係	(082) 513-4957	（組合員資格）
年金係	(082) 513-4959	（年金関係）
保健事業係	(082) 513-4956	（健診事業・健康づくり事業・一般事業）
		一般財団法人 広島県教育職員互助組合 関係
事務局	(082) 228-1386、(082) 513-4949	

◎ 電話番号は、各係へのダイヤルインです。

【参考】（一財）広島市職員互助会に加入の方へ

一般財団法人 広島市職員互助会	
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所内（本庁舎15階）	TEL (082) 504-2063 FAX (082) 245-8337

このしおりに当該互助会の制度は掲載していませんので、互助会等発行の「福利厚生の手引き」で確認するか、こちらにお問い合わせください。

共済組合の掛金・保険料と標準報酬

経理貸付係
(082) 513-4955

1 掛金・保険料の概要

算定方法 ……「標準報酬月額」（又は「標準期末手当等の額」）×下表の掛金・保険料率

徴収期間 ……資格を取得した月から、その資格を喪失した日の属する月の前月まで、月単位（日割りしない）で徴収。**※資格取得月と同じ月に資格を喪失した場合は、1か月分の掛金を徴収。**

徴収方法 ……給与及び期末手当等から控除。
※無給休職等により控除できない場合は、直接共済組合に納付。

共済組合の掛金・保険料率一覧（令和8年4月1日現在）

（単位：千分率）

区 分	内 容	対象者	掛金・保険料率
短期掛金	短期給付事業と福祉事業に係る掛金	組合員全員	48.01
介護掛金	介護保険料	国内居住の40歳以上65歳未満の組合員	7.88
子ども・子育て支援掛金	子ども・子育て支援制度に係る掛金	組合員全員（後期高齢者医療保険制度の被保険者は対象外）	1.15
厚生年金保険料	公的年金制度（厚生年金保険）に係る保険料	70歳未満の一般組合員（70歳未満の短期組合員は日本年金機構に加入）	91.5
退職等年金掛金	公務員独自の年金制度に係る掛金	一般組合員全員（短期組合員は対象外）	7.5

2 掛金・保険料の免除

掛金・保険料が免除されるのは下表の場合です。いずれも**共済組合への申出が必要です**。

申出により産前産後・育児休業は掛金・保険料が、介護保険適用除外は介護掛金のみ免除となります。

免除事由	提出書類	免除期間
産前産後休業取得 （期間変更の場合）	産前産後休業掛金免除申出書 （産前産後休業掛金免除変更申出書）	産前産後休業（注）開始日の属する月から、終了日の翌日の属する月の前月
育児休業取得 （期間変更の場合）	育児休業等掛金免除申出書 （育児休業等掛金免除変更申出書）	（例月給与の場合） 育児休業開始日の属する月から、終了日（または当該子が3歳に達する日）の翌日（復帰日）の属する月の前月まで免除。 育児休業を開始した月内で復帰する場合でも、育児休業期間が14日以上あれば、その月は免除。 （期末勤勉手当の場合） 期末支給月の末日時点が育児休業中かつ育児休業期間が1か月を超えている場合は、その月は免除。
海外に居住する場合 身体障害者療養施設等入所	介護保険第2号被保険者資格喪失届書	国外転出日・施設等入所日の翌日の属する月から、国内転入日・施設退所日の属する月の前月

（注）「産前産後休業」とは、**出産日（出産予定日より後の場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から出産日後56日までの間で、妊娠又は出産を理由として休業している期間**をいいます。

3 標準報酬とは

「標準報酬」は、組合員が労働の対価として受ける報酬（諸手当を含む月額）を、「標準報酬等級表」（HPに掲載）に当てはめて決定・改定します。一定期間の報酬の平均額に基づき、「標準報酬の月額」の決定又は改定を行っています。また、期末手当等を受けた月に、期末手当等の額の千円未満の端数を切り捨てた額により、「標準期末手当等の額」を決定します（上限額あり）。

4 標準報酬月額の設定・改定

種 類	対象者	対象となる報酬	決定・改定の時期	申出
資格取得時決定	新たに組合員資格を取得した組合員	資格取得時の報酬	資格取得時	不要
定時決定	7月1日現在の全組合員	4・5・6月の報酬の平均	9月	
随時改定	固定的給与※に変動があり、前の標準報酬月額等級と、変動後の報酬で算定した標準報酬月額等級に2等級以上の差がある組合員	固定的給与に変動があった月以後の3か月間の報酬の平均	固定的給与に変動があった月から4か月目	
育児休業・産前産後休業等終了時改定	育児休業・産前産後休業等から職場復帰した組合員(休業等に係る子が、復帰時に3歳未満の場合)【注】復帰後報酬が増加した状態(7割払復帰等)に申し出た場合、改定により標準報酬月額が上がる可能性がありますので、留意してください。	職場復帰月以後の3か月間の報酬の平均	職場復帰月から4か月目	必要

※「固定的給与」・・・基本給・教職調整額・扶養手当・住居手当・通勤手当等勤務実績に関係なく一定額が継続して支給される報酬のこと。時間外勤務手当・休日勤務手当等、勤務実績に応じて支給される報酬は固定的給与ではありません。

5 3歳未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例（一般組合員のみ）

3歳未満の子を養育し「同居」している組合員（注1）の標準報酬月額が養育前より下がる場合、共済組合に「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出したときは、年金の算定において特例を適用することができます（注2～3。短期組合員は、日本年金機構（年金事務所）に申出を行ってください。）。

標準報酬月額が下がると、将来の年金額に影響しますが、申出があれば、子が3歳になるまでに標準報酬月額が減額した期間、養育前の高い標準報酬月額で年金の計算をします。追加の掛金の負担はありません。

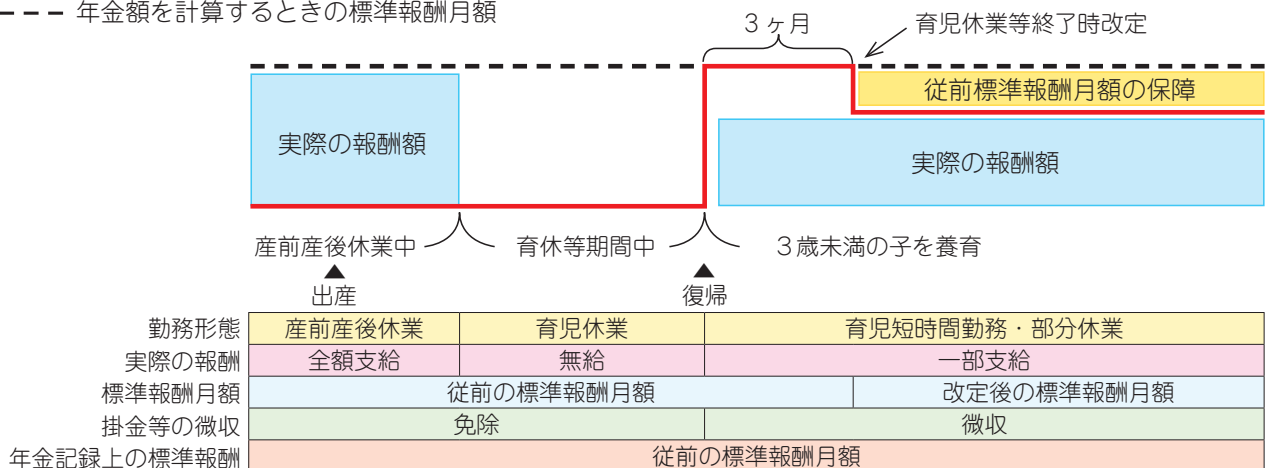
（注）1 組合員の性別や子の被扶養者認定の有無は関係ありません。

2 掛金・保険料が免除となる育児休業・産前産後休業中は、本特例の対象になりません。

3 申出が遅れた場合でも、2年間は遡及して適用することが出来ます。

～3歳未満養育特例・育児休業終了時改定のイメージ～

— 掛金等を算定するときの標準報酬月額
 --- 年金額を計算するときの標準報酬月額



短期給付事業一覧表

給付係
(082) 513-4965

短期給付事業とは、組合員とその被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、災害等に対して給付を行う事業です。どのようなとき、どのようにすれば、短期給付を受けることができるか御案内します。

表中の■は、給付を受けるための手続を表しています。

■ → マイナ保険証等を使用していれば、自動的に給付されます（手続は必要ありません。）。

■ → 各種請求書により請求を行ってください（請求書は各所属所にあります。）。

（毎月※10日までに共済組合が受理した場合は当月末に、毎月11日以降に共済組合が受理した場合は翌月末に給付します。）※10日が土日祝日の場合は、10日より前に締切場合があります。

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
組合員本人の病気や負傷（公務によらないもの）	療養の給付 ■	保険医療機関にマイナ保険証等を提示し、療養を受けたとき。	保険適用の診療費用のうち7割を共済組合が負担 (70歳以上75歳未満は7割又は8割)	
	入院時食事療養費 ■	保険医療機関で「療養の給付」と併せて食事療養を受けたとき。	食事療養に要する費用から標準負担額（自己負担額）を控除した金額を共済組合が負担	
	一部負担金払戻金 ■	療養の給付、療養費、訪問看護療養費を受けたときに、保険適用の自己負担額が25,000円（標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は50,000円）を超えているとき。	療養の給付又は療養費1件ごとに自己負担額（高額療養費が支給される場合は、その金額を控除した額）から25,000円（標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は50,000円）を差し引き、100円未満を切り捨てた額	
	訪問看護療養費 ■	難病、重度の障害等により医師の承認を受けた上、居宅において指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき。	指定訪問看護に要した費用のうち7割を共済組合が負担 (70歳以上75歳未満は7割又は8割)	
	療養費 ■	① やむを得ない事情によりマイナ保険証等を使用しないで医療機関で受診したとき。 ② 制度的にマイナ保険証等が使用できないときのうち、医師が治療上必要と認めた次のとき。 a コルセット等の治療用装具を購入したとき。 b はり、きゅう、あんま、マッサージの施術を受けたとき。 ※ ①②とも共済組合が必要と認めた場合に給付されます。	規定に基づき共済組合で算定し、かつ実費の範囲内の額のうち7割 (70歳以上75歳未満は7割又は8割)	①のとき ●療養費・家族療養費請求書 ●診療報酬明細書 ●領収書（原本） ②のaのとき ●療養費・家族療養費請求書 ●診断書・装具装着証明書（又は弾性着衣等装着指示書） ●領収書（原本） ②のbのとき ●療養費・家族療養費書 ●医師の同意書 ●施術証明書兼施術料金領収明細書 ※ 海外で療養を受けた場合の必要書類については、短期給付係にお問い合わせください。

★ 75歳以上及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態であることを認定された被扶養者は、後期高齢者医療制度に加入することになっています。

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
被扶養者の病気や負傷	家族療養の給付 ■	保険医療機関にマイナ保険証等を提示し、療養を受けたとき。	保険適用の診療費用のうち7割を共済組合が負担（義務教育就学前は8割、70歳以上75歳未満は7割又は8割）	
	入院時食事療養費 ■	保険医療機関で「療養の給付」と併せて食事療養を受けたとき。	食事療養に要する費用から標準負担額（自己負担額）を控除した金額を共済組合が負担	
	家族療養費附加金 ■	家族療養の給付、家族療養費、家族訪問看護療養費を受けたときに、保険適用の自己負担額が25,000円（標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は50,000円）を超えているとき。	家族療養の給付又は家族療養費1件ごとに自己負担額（高額療養費が支給される場合は、その額を控除した額）から25,000円（標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は50,000円）を差し引き、100円未満を切り捨てた額	
	家族訪問看護療養費 ■	難病、重度の障害等により医師の承認を受けた上、居宅において指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき。	指定訪問看護に要した費用のうち7割を共済組合が負担（義務教育就学前は8割、70歳以上75歳未満は7割又は8割）	
	家族訪問看護療養費附加金 ■	家族訪問看護費を受けたときに、保険適用の自己負担額が25,000円（標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は50,000円）を超えているとき。	家族訪問看護療養費1件ごとに自己負担額から25,000円（標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は50,000円）を差し引き、100円未満を切り捨てた額	
	家族療養費 ■	① 療養費（組合員本人に対するもの）の給付要件に該当するとき。 ② 制度的にマイナ保険証等が使用できないときのうち、医師が治療上必要と認めた小児弱視等の治療用眼鏡等を購入したとき。	規定に基づき共済組合で算定し、かつ実費の範囲内の額のうち7割（義務教育就学前は8割、70歳以上75歳未満は7割又は8割）	①のとき 6ページ「療養費」参照 ②のとき ●療養費・家族療養費請求書 ●作成指示書 ●領収書（原本） ●検査結果
組合員・被扶養者の高額な医療費	高額療養費 ■	同一月に一つの病院等から受けた療養に係る自己負担額（窓口負担額）が著しく高額であるとき。 ※ マイナ保険証等を利用すると、窓口で「高額療養費」に当たる部分を支払う必要がなく、自己負担限度額まで支払額を引き下げることができます。 医療機関等から「限度額適用認定証」を発行してもらうよう言われたときは、当支部に「限度額適用認定申請書」を提出してください。	○標準報酬月額が83万円以上の組合員 自己負担額－{252,600円＋(医療費－842,000円)×0.01} ○標準報酬月額が53万円以上83万円未満の組合員 自己負担額－{167,400円＋(医療費－558,000円)×0.01} ○標準報酬月額が28万円以上53万円未満の組合員 自己負担額－{80,100円＋(医療費－267,000円)×0.01} ○標準報酬月額が28万円未満 自己負担額－57,600円 ○市町村民税非課税自己負担額－35,400円 ○世帯合算、年間多数該当世帯、高齢者等の特例あり ※医療費…総医療費（10割）	

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
組合員・被扶養者の出産	出産費 (同附加金) ■ 家族出産費 (同附加金) ■	組合員又は被扶養者が出産したとき。 ※ 互助組合からの給付制度有 (33ページ参照)	子1人につき500,000円 ※ 産科医療補償制度の対象分娩でない場合は、488,000円 附加金 子1人につき50,000円	●出産費・家族出産費・同附加金請求書 ●費用の内訳を記した明細書 ●代理契約に関する医療機関等との合意文書
	出産手当金 ■	組合員が出産のため出産の前後一定期間勤務に服することができず、その期間中に報酬(給与)が減額されたとき。(通常は有給の特別休暇を取得するため該当しません。無給休職となる一部の組合員が主な対象)	平均標準報酬日額×2/3＝給付日額 給付日額×支給日数(1月単位) (給料の一部が支給される場合は、給付額を調整します。)	●出産手当金請求書 ●給与明細書の写し(給料が支給されているとき)
育児休業	育児休業手当金 ■	組合員が育児休業を取得したとき。 (子が1歳に達する日まで支給。ただし、パパ・ママ育休プラスの適用や特別な事情がある場合は、支給期間が延長されることがあります。)	[休業開始から180日まで] 標準報酬日額×67/100＝給付日額(給付上限あり) [それ以後] 標準報酬日額×50/100＝給付日額(給付上限あり) 給付日額×支給日数(1月単位)(給料の一部が支給される場合は、給付額を調整します。)	●育児休業手当金請求書(初回請求用) (育児休業期間に関する所属所長の証明が必要) ●辞令書の写し ●給与明細書の写し
	育児休業支援手当金 ■	育児休業等に係る子の出生後(女性は産後休業後)から56日以内に、組合員とその配偶者の両方が、14日以上育児休業等を取得するとき。	組合員の休業期間について、28日間を限度に、標準報酬日額の13%(上限額あり)を給付	上記「育児休業手当金」に加えて ●育児休業等に係る子の出産の予定日が確認できる書類 ※ ※当該子に係る子について組合員が産後休業を取得しない場合、提出不要 ●組合員と配偶者の続柄がわかる書類 ●配偶者の育児休業が確認できる書類
	育児時短勤務手当金 ■	組合員が、2歳未満の子を養育するため、育児時短勤務(部分休業を含む)をしているとき。	減収後の報酬の原則10%を給付	●育児時短勤務手当金請求書 ●育児時短勤務の期間及び勤務時間が確認できる辞令書の写し ●育児時短勤務に係る子の生年月日が確認できる書類(初回請求時のみ) ●請求月の給与明細書の写し ●請求月の出勤簿の写し ●勤務条件通知書の写し
介護休暇	介護休業手当金 ■	組合員が介護休暇の承認を受けたとき(最長66日)。 ※ 共済組合の介護休業手当金の支給期間終了後、互助組合からの給付制度有(33ページ参照)	標準報酬日額×67/100＝給付日額(給付上限あり) 給付日額×支給日数(1月単位)(給料の全部又は一部が支給される場合は、給付額を調整します。)	●介護休業手当金請求書(介護休暇承認期間に関する所属所長の証明が必要) ●休暇簿の写し等(原則初回請求時のみ) ●出勤簿の写し ●給与明細書の写し

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
傷病休業	傷病手当金 ■	組合員が公務通勤によらない病気又は負傷の療養のため、引き続き勤務に服することができないとき。 (支給されている給料を基に算定する報酬日額が給付日額を上回るときは支給されません。) ※ 初回請求の1回のみ互助組合からの給付制度有(33ページ参照)	平均標準報酬日額×2/3＝給付日額 給付日額×支給日数(1月単位) (給料の全部又は一部が支給される場合は、給付額を調整します。)	①傷病手当金・同附加金請求書 ②日常生活等に関する申立書 ③生活能力等についての医師の意見書(②、③は原則初回請求のみ) ④報酬支給額証明書 ⑤給与明細書の写し(④、⑤は給料が支給されるとき) ⑥出勤簿の写し ⑦年金証書又は年金改定通知書の写し(年金等の支給決定又は額改定がある場合)
移送	移送費 ■ 家族移送費 ■	組合員又は被扶養者の病状が重体で、収容された施設で治療困難なため、医師の指示により緊急に別の病院又は診療所に収容を要するとき。	実際に移送に要した費用の額を基準として共済組合が算定した額	●移送費・家族移送費請求書 ●医師の意見書 ●移送に要した費用の証明書
休業	休業手当金 ■	組合員が一定の事由により欠勤し、給料の支給が行われないとき。	標準報酬日額×50/100＝給付日額 給付日額×支給日数(1月単位) (給料の一部が支給される場合は、給付額を調整します。)	●休業手当金請求書(支給要件に関する所属所長の証明が必要) ●出勤簿の写し ●給与明細書の写し
死亡	埋葬料(同附加金) ■	組合員が死亡したとき。 ※ 互助組合からの給付制度有(33ページ参照)	50,000円 附加金 25,000円	●埋葬料・同附加金請求書 ●死亡の事実を証明する書類 ●埋葬に要した費用の領収明細書(原本) (被扶養者でない人が請求するとき)
	家族埋葬料(同附加金) ■	被扶養者が死亡したとき。 ※ 互助組合からの給付制度有(33ページ参照)	50,000円 附加金 25,000円	●家族埋葬料・同附加金請求書 ●死亡の事実を証明する書類
災害死亡	弔慰金 ■	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき。	標準報酬月額×1/12	●弔慰金請求書 ●事故報告書 ●死亡の事実を証明する書類 ●遺族の順位を証明できる書類 ※ 請求前に当支部に御連絡ください
	家族弔慰金 ■	被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき。	標準報酬月額×70/100	●家族弔慰金請求書 ●事故報告書 ●死亡の事実を証明する書類 ※ 請求前に当支部に御連絡ください
災害	災害見舞金 ■	組合員が水震火災その他の非常災害により、その住居や家財に損害を受けたとき。 ※ 互助組合からの給付制度有(34ページ参照)	損害の程度に応じて 標準報酬月額の0.5月分から3月分	●災害見舞金請求書 ●被災証明書 ●被災状況等報告書 ●被災部分等の写真 ●家財被害状況内訳書 ●家屋平面図 ●修繕見積書 ●家屋の価値がわかる書類(固定資産税通知書等)等 ※ 請求前に当支部に御連絡ください

◎短期給付の時効は給付事由が生じた日から2年となっております。

被扶養者の認定について

資格係
(082) 513-4957

1 被扶養者の認定要件

組合員の収入によって生活している家族は「被扶養者」として、共済組合の給付を受けることができます。共済組合の被扶養者は、家族なら誰でもなれるというものではなく、法律などで決まっている次の認定要件を満たす必要があります。

被扶養者と認められるためには、原則として、次の要件を全て満たす必要があります。

- ・主として組合員の収入により生計を維持している者（生計維持関係）
- ・国内に居住する者（外国に赴任する組合員に同行する家族等の例外を除く。）
- ・次の①又は②のいずれかに該当する者

① 組合員の配偶者（内縁関係を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

又は

② ①以外の人で、三親等以内の親族
＜例＞伯（叔）父、伯（叔）母、
配偶者の父母、配偶者の子

同居・別居（※）は問いません。

同居が条件になります。

※ 別居の場合は、基準額以上を**送金**している必要があります（2（1）カ参照）。

2 生計維持関係

(1) 生計維持関係の認定

次のア～カのような場合は、「主として組合員の収入により生計を維持している者」には該当しないため、被扶養者にはなれません。

ア 認定を受けようとする人について、組合員以外の人が、給与条例の規定に基づく扶養手当又はそれに相当する手当を受けている場合

イ 組合員が他の人と共同して同一人を扶養している場合で、**社会通念上その組合員が主たる扶養者でないとき**（例：子を共同で扶養している場合、組合員の収入が配偶者より少ないとき）

ウ 恒常的な収入（※）が次の表の限度額以上ある場合

区 分	右以外の人	19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く）	障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する人及び60歳以上の人
年 額	130万円	150万円	180万円
月 額	108,334円	125,000円	150,000円
日 額	3,612円	4,167円	5,000円

※ 恒常的な収入とは、**認定申告時以後将来に向かっての1年間の恒常的な収入見込み額の総額**をいいます。退職金、不動産売却代金等の一時的な収入は含みません。

※ アルバイト等で、勤務条件説明書等がなく、月々の収入が変動する場合、月額108,334円以上収入がある月が4か月連続したときは**4か月目の初日**に、12か月の累計が130万円以上になったときは**超過した月の初日**に認定の取消となります。

※ 「19歳以上23歳未満の者」については、その年の12月31日時点の年齢で判定します。

※ 所得税法上非課税となる収入も含まれます。

エ 雇用保険の失業給付を受給中の場合で、その日額が**上の表の限度額以上**のとき

オ 認定を受けようとする人（父母等）に配偶者がいる場合で、両方の収入合計額が限度額合計額以上のとき

カ 組合員と別居している親族について、**組合員の援助額が対象者の全収入額**（対象者の収入額と組合員及びその他の人の送金による収入の合計）の**3分の1未満**の場合

【収入の例】給与、通勤手当、パート・アルバイト等の収入、賞与、公的年金（老齢年金・遺族年金・障害年金等）、企業年金、個人年金、傷病手当金、資産収入（地代・家賃・配当等）、営業・農業等の事業所得、株式譲渡収入 等

(2) 共同扶養義務者がいる場合

原則

被扶養者として認定する要件は、原則として次のとおりです。

- ① 年間収入（前年分又は向こう1年間の収入）の多い人の被扶養者とします。
- ② 組合員より配偶者の収入が多い場合、双方の年間収入が同程度（収入の差額が、年間収入額が多い方のその額に対して1割以内）であるときに限り、組合員の被扶養者として認定できます。
- ③ 上記①又は②の要件を満たしていても、扶養手当又はそれに相当する手当が組合員以外に支給されているときは認定することはできません。
- ④ **被扶養者を分けて認定することはできません。**

例外

組合員が育児休業等を取得した場合の特例について

組合員が育児休業（産前産後休暇を含む。以下「育児休業等」という。）を取得した場合、上記①から③の要件に関わらず、特例的に被扶養者を異動しない（認定を継続する）ことができます。

ただし、育児休業等の期間中でも、新たに誕生した子などを被扶養者として申告する場合は、上記①から③までの要件により認定を行います（特例的に育児休業期間中のみ被扶養者の認定が分かれる場合があります。）。

【注】 育児休業等が終了した際には、改めて上記①から④までの要件により判定を行ってください。

3 被扶養者の認定日・取消日

(1) 認定日

組合員となった日（他支部及び他共済組合からの転入を含む。）に被扶養者の要件を備える方がいる場合や、出生や結婚等で新たに扶養の事実が生じた場合は、**事実発生日（被扶養者の要件を備えた日）から30日以内に「被扶養者申告書」**により所属所長に届け出てください。

所属所長への届出が**事実発生日から起算して、31日以上経過している場合は、所属所長が受理した日が認定日となります。**



(2) 取消日

取消日は、届出が遅れても事実発生日に遡って取消となります。このため、その間にマイナ保険証や資格確認書を使用して保険医療機関等で受診された場合は、**共済組合が負担した医療費等を返還していただくことになりますので御注意ください。**

また、認定取消後は就職先の健康保険に加入されている等の場合を除き、市町村等で速やかに国民健康保険加入の手続きを行ってください。

4 被扶養者認定後の確認

被扶養者認定後は、被扶養者の収入状況等を常に把握していただき、認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに認定取消の手続きを行ってください。

公立学校共済組合広島支部では、年に一度、被扶養者が要件を満たしているかの確認を行っています（被扶養者資格の検認）。その際に次の例のような書類を提出していただく必要がありますので、被扶養者の認定要件に係る書類等は必ず保管しておいてください。

<提出が必要な書類の例>

- ・非常勤講師等、勤務条件が定められている場合は勤務条件説明書等
- ・月々の給与明細書等
- ・送金が確認できる書類等（振込金（兼）受取書、預金通帳の写し等）

※ 送金については、原則手渡しを認めておりません。組合員名義で送金を行い、受取人も該当の被扶養者でなければなりません。

5 共済組合の被扶養者と扶養手当における扶養親族の違い

次の表は「共済組合の被扶養者」と「扶養手当における扶養親族」の主な認定要件を比較したものです。

例えば、不安定収入者の場合は、「共済組合の被扶養者」では、4か月連続して月額108,334円以上（※1）支給された時、4か月目の初日で認定取消となりますが、「扶養手当における扶養親族」では、3か月の平均で判定するなど、取扱いが異なりますので、注意が必要です。

			共済組合の被扶養者	扶養手当における扶養親族【広島県条例の場合】
続柄			配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む） 3親等以内の親族	子・孫・父母・弟妹・祖父母 心身に著しい障害がある人
年齢			75歳未満	子、孫及び弟妹…22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人 父母及び祖父母…60歳以上 心身に著しい障害がある人…年齢制限なし
同居・別居			配偶者・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹を除く親族は、組合員と同居していること。	同居・別居を問わない。
収入限度額	固定収入※2	年額	向こう1年間（12か月）130万円未満 ※1	向こう1年間（12か月）130万1千円未満
		月額	108,334円未満（4か月以上雇用される場合）※1	108,417円未満
		日額	3,612円未満 ※1	3,614円未満
	不安定収入		4か月連続で月額108,334円以上支給された場合、4か月目の初日で取消	3か月の平均が108,417円以上の場合、翌月から取消
通勤手当			支給額の全額を収入に含める。	非課税部分は収入に含めない。

※1 障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する人又は60歳以上の人の収入限度額は、年額180万円未満、月額15万円未満、日額5,000円未満になります。

19歳以上23歳未満の人（組合員の配偶者を除く）の収入限度額は、年額150万円未満、月額12万5千円未満、日額4,167円未満になります。

※2 共済組合の被扶養者では、勤務条件説明書等により収入見込額が計算できる場合（非常勤講師等）は、固定収入として判定します。

マイナ保険証について

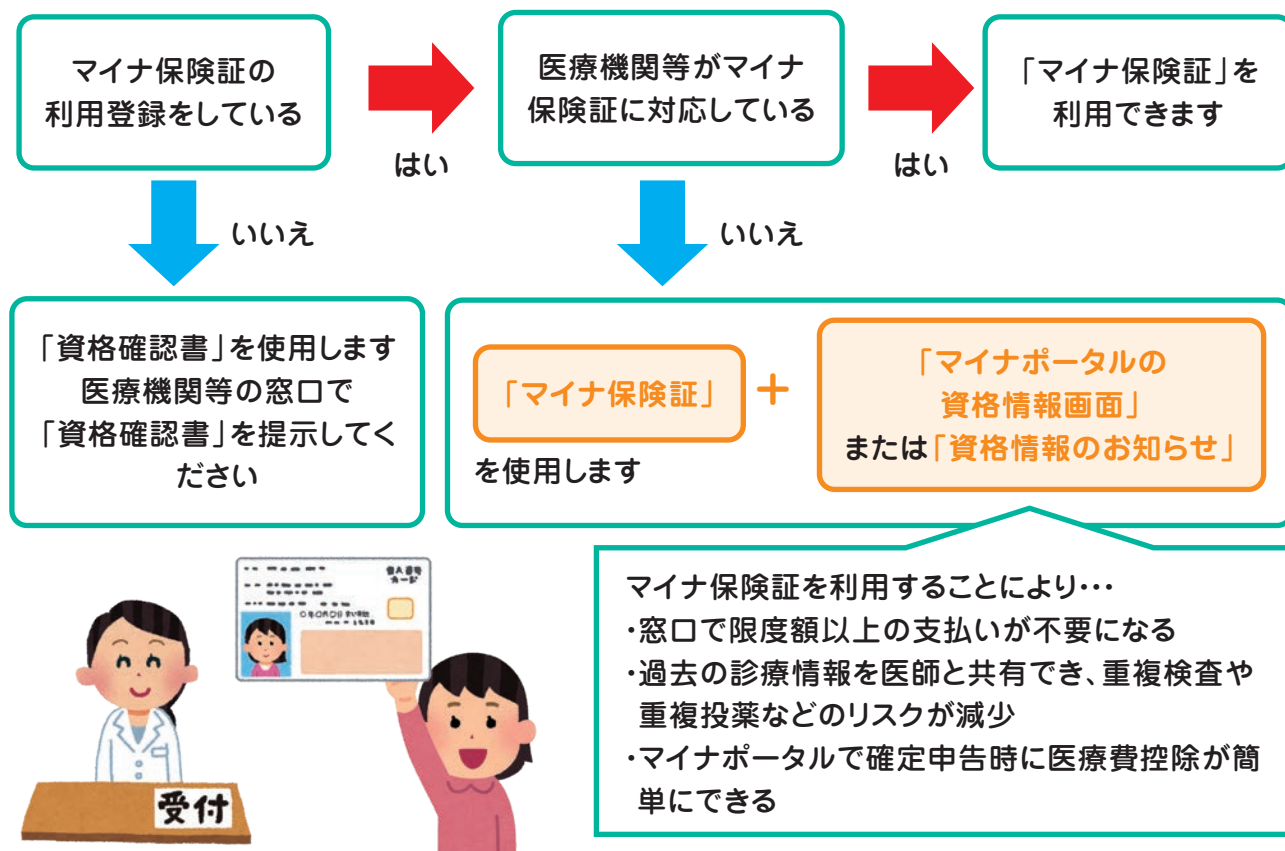
資格係
(082) 513-4957

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

登録にあたっては、以下の手順が必要となります。

- ①マイナンバーカードの申請をする（オンライン・郵送・まちなかの証明写真機）
- ②お住まいの市区町村から交付通知書（はがき）が届いたら、マイナンバーカードを受け取りに行く
- ③マイナンバーカードを健康保険証として登録する（マイナポータル、医療機関・薬局の受付、セブン銀行ATM）

医療機関等で保険診療を受ける際の手続き



資格情報のお知らせについて

「資格情報のお知らせ」は、共済組合の組合員又は被扶養者であることを確認できるように加入手続きが完了した方全員に、送付しています。右下の点線に沿って切り取ってカードサイズにして保管できます。

資格確認書について

マイナ保険証を利用できない方が、医療機関等を受診する際に、加入する公的医療保険の資格を証明するものです。マイナ保険証を利用できない状況にある方は、理由を記入した上で資格確認書交付申請書（§ 08-010）を提出してください。

福利厚生事務の手引をHPに掲載しておりますので併せてご覧ください。

組合員の皆さまからよくある質問

給付係 (082) 513-4965

資格係 (082) 513-4957

短期給付について、組合員の皆さまからお問合せがあった質問の中からよくある質問をピックアップしました。

資格の手続きについて

Q：退職することになりました。資格情報のお知らせや資格確認書は自分で処分してもよいですか？

A：当支部から交付を受けているものは、退職日以後速やかに退職時の所属所にお返しください（当支部に直接返却しないでください）。引き続き、公立学校共済組合の他支部に加入する場合も、当支部に返却してください。なお、資格情報のお知らせ（A4サイズ）は返却不要です。マイナンバーカードは、当支部に返却しないようお願いします。

Q：マイナ保険証を使用しています。資格手続中に通院したい場合、どうしたらよいですか？

A：マイナ保険証で受診する人は、受診する前にマイナポータルで新しい資格情報が反映されていることを確認してください。資格手続中に医療機関にかかる場合、マイナ保険証への資格の反映が間に合わない場合があります。その場合、まずは、共済組合が負担する医療費の原則7割部分等の支払いを待ってもらえないか医療機関に相談してみてください。その際、医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引§9-017～）。

なお、退職後に、保険医療機関等でマイナ保険証等を使用して受診された場合は、共済組合が負担した医療費等を返還していただくことになりますので御注意ください。

第三者加害について

Q：交通事故に遭いました。マイナ保険証等を使って病院にかかってもよいですか？

A：交通事故、他人のペットや暴力行為などの第三者の行為によってけがをしたり、病気になったりした場合の医療費は、原則として加害者が負担すべきものなので、本来ならばマイナ保険証等を使用する必要はありません。しかし、すぐに加害者が負担できない等により、マイナ保険証等を使用する場合には、共済組合に第三者加害報告書等を提出していただく必要があるため、速やかに共済組合へ連絡してください。なお、連絡がなく、医療機関から届く診療報酬明細書等により、当支部が第三者加害行為を知った場合、問合せをさせていただくことがあります。

【提出書類】

- | | |
|---------------|-------------------|
| ①損害賠償申告書 | ⑥同意書 |
| ②第三者加害報告書 | ⑦治癒届（治癒したとき） |
| ③第三者加害発生状況報告書 | ⑧交通事故証明書 |
| ④加害者関係事項 | ⑨示談書の写し（示談完了したとき） |
| ⑤確約書 | |

（①～⑦は福利厚生事務の手引様式集にあります。）

保健給付について

Q：病院から「高額療養費の手続をしてください」と言われました。どうしたらいいですか？

A：**支払前**に医療費が高額になることが予想される場合には、マイナ保険証等を利用すると、窓口で「高額療養費」に当たる部分を支払う必要がなく、自己負担限度額まで支払額を引き下げることができます。「限度額適用認定証」を利用して、医療機関の窓口で高額療養費部分を支払わないでおくこともできます。「限度額適用認定証」の利用を希望する場合は、「限度額適用認定申請書」を所属所を通じて提出してください。

マイナ保険証等を利用せず**支払が完了している場合**や「限度額適用認定証」を利用しない場合には、受診の3か月後以降の月末に「高額療養費」を給付します。公立学校共済組合では「高額療養費」は自動給付ですので、この場合の手続は不要です。

Q：医師の指示により治療用装具（コルセット等）を購入しました。払戻しが受けられると聞きましたが、どうすればいいですか？

A：総医療費に対して共済組合が負担する割合（7割又は8割）の医療費を給付します。「療養費・家族療養費請求書」に診断書・装具装着証明書、領収書（原本）を添付して、所属所に提出してください。なお、領収書で領収金額の内訳が確認できない場合は、その内訳がわかる書類が併せて必要です。

休業給付について

Q：病気で休職に入りました。共済組合から何か給付を受けられますか？

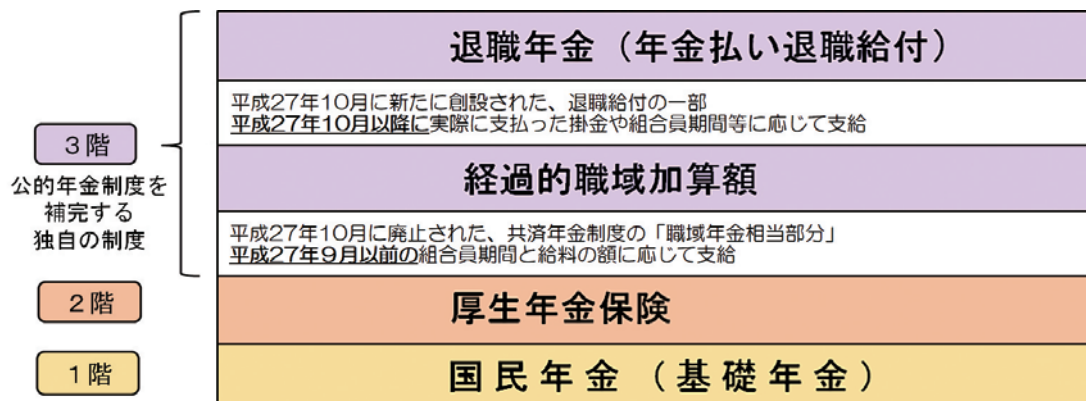
A：公務によらない病気であれば、給料が出ている間でも、平均標準報酬月額を基に算定される給付日額が、支給されている給料を基に算定される報酬日額を上回った場合、差額を傷病手当金として支給します。組合員によって支給開始のタイミングが異なりますので、不明な点は公立学校共済組合広島支部までお問合せください。

共済組合（一般組合員）の年金制度

年金係
(082) 513-4959

公務員の年金制度は、全国民共通の基礎年金である「国民年金（1階部分）」と、会社員や公務員等が加入する「厚生年金保険（2階部分）」の公的年金と、それを補完する公務員独自の年金である「経過的職域加算額」及び「退職年金（年金払い退職給付）」（3階部分）で構成されています。

なお、厚生年金保険に加入する方は、自動的に国民年金にも加入をすることとなります。



年金にはどんな種類があるの？

公立学校共済組合 HP トップページ ➡ 共済制度について ➡
年金制度について ➡ 年金のしくみ



公的年金は、給付事由により「老齢」・「障害」・「遺族」の3種類があります。

厚生年金保険からは、厚生年金が、国民年金からは基礎年金がそれぞれ支給されます。

厚生年金保険		国民年金 (日本年金機構)
老齢厚生年金	公的年金制度の加入期間が10年以上あり、公務員の共済組合員期間が、1月以上ある方に、原則65歳から(※)支給されます。 ※ 申出により、60～64歳で早く受ける(繰上げ受給)、66～75歳まで受取を遅らせる(繰下げ受給)制度もあります。	老齢基礎年金
障害厚生年金	組合員期間中に初診日のある病気やけがにより、一定程度の障害状態となったときに支給される年金です。	障害基礎年金
遺族厚生年金	組合員が在職中に死亡したときや、年金待機者及び年金の受給権者が死亡したときに、遺族に該当する方がいる場合に支給される年金です。	遺族基礎年金

就職や退職のときに、年金の手続きは必要ですか？

公立学校共済組合 広島支部 HP トップページ ➡
広島支部について ➡ 様式ダウンロード (年金関係)



就職して一般組合員の資格を取得したときや、退職などで一般組合員の資格を喪失したときには、年金に関する書類の提出が必要です。

年金決定に必要な情報（加入期間や給料情報等）を登録したり、他の公務員共済の情報を引き継ぐため、大切な書類です。就職や退職などで組合員の資格を取得又は喪失したときには必ず御提出ください。

資格取得(喪失)事由	提出書類
就職又は種別変更(短期組合員 → 一般組合員)	「年金加入期間等報告書」
転入(他の公務員共済や公立学校共済組合他支部から転入)	「年金加入期間等報告書」及び「組合員転入届書」
退職又は種別変更(一般組合員 → 短期組合員)	「退職届書」〔種別変更の場合で、退職日と次の採用日が引き続く場合(例 退職3/31、就職4/1)は提出不要〕
転出(他の公務員共済や公立学校共済組合他支部へ転出)	「組合員転出届書」〔退職日と次の採用日が引き続かない場合(例 退職3/30、就職4/1)は「退職届書」も併せて提出〕

※ 年金を受給中の方で、就職、種別変更又は転入があった場合、「年金受給権者再就職届書」を併せて御提出ください。

将来、年金はいくらもらえますか？

公立学校共済組合から、毎年、年金加入期間や老齢年金の見込額などを2種類のハガキでお知らせしています。また、マイナンバーカードを利用した、年金情報の照会も可能です。

👉 公立学校共済組合 HP トップページ➡共済制度について➡年金制度について➡年金を受け取る前に(組合員・組合員であった方向け)➡年金加入記録等に関する情報の通知



1 ねんきん定期便 【ハガキ】

毎年1回、誕生月の下旬頃に、年金加入期間や老齢年金の種類と見込額などを記載した圧着ハガキを、御自宅にお届けしています。

なお、35歳、45歳、59歳の年には、封書でより詳しい情報をお届けします。

基礎年金番号

1234567890

私学共済の加入者番号

※利用し向かわる際は、基礎年金番号をお知らせください。

見本

1. これまでの年金加入期間（お年寄りの受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金（a）			国民年金（c）	年金加入期間 合計 （a+b+c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a+b+c+d）
第1号被保険者 （本人が加入者）	第2号被保険者 （本人が加入者）	国民年金 計 （本人が加入者）				
0 月	0 月	0 月	0 月			
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	公務員厚生年金 （国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金 （私立学校の教職員）	厚生年金保険 計			
0 月	457 月	0 月	457 月	457 月	0 月	457 月

※（第1号被保険者（本人が加入者））欄には、この「本人加入期間」の作成年度以後の国民年金保険料の納付期間の内数を含めて表示しています。
 ※（第2号）欄には、「国民年金の加入者本人期間のうち納付義務を怠った期間（任意加入期間）」および「納付期間」の合計数を表示しています。
 ※任意加入期間の加入者本人期間であり、年金を請求するときに任意加入期間による加算の対象となります。

2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	75 歳～
（1）国民年金			1階 国民年金	老齢基礎年金 776,253 円
（2）厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	（国民年金加算）	（国民年金加算）	（国民年金加算）	（国民年金加算）
公務員厚生年金期間 （国家公務員・地方公務員）	（国民年金加算）	（国民年金加算）	2階 厚生年金保険	1,364,223 円
私学共済厚生年金期間 （私立学校の教職員）	（国民年金加算）	（国民年金加算）	3階 経過的職域加算額	16,104 円
（1）と（2）の合計	円	円	円	201,800 円
	円	円	円	2,358,380 円

2 年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書【ハガキ】

毎年1回、7月下旬頃に、3階部分の「退職年金（年金払い退職給付）」の基となる「給付算定基礎額」等を記載した圧着ハガキを、御自宅にお届けしています。

[illegible]

3 マイナ手続きポータルによる電子交付サービス 【インターネット】

「公立学校共済組合マイナ手続きポータル」から年金記録の電子交付を申し込むと、年金加入記録や年金見込額等の年金記録情報の帳票を閲覧できます。

働きながら年金を受け取 ことができますか？

働きながらでも年金を受け取ることは可能です。

ただし、「老齢厚生年金」を受給している方が、再就職先で厚生年金保険に加入し、賃金と年金（月額）の合計が基準額（令和8年度は65万円）を超える場合は、年金の全部又は一部が支給されません。

なお、停止となった年金は、退職後も、遡って支給されることはありません。

👉 公立学校共済組合 HP トップページ➡年金受給者（待機者）向け
手続き➡年金受給中に必要な手続き➡老齢厚生年金（退職共済金）
受給者の方の手続き➡就職したときや議員となったとき



生活習慣病予防健診(人間ドック)

保健事業係
(082) 513-4956

生活習慣病を早期発見し、早期治療に取り組んで頂く事を目的として実施しています。

対象者	組合員（任意継続組合員を除く） ※ 令和8年4月末時点及び受診日に組合員資格を有する者 ※ 育休・休職・病休・派遣・組合専従等であっても、対象者であれば申込可能
-----	--

1 申込方法

詳細については、**令和8年4月16日臨時発送**（所属所への通知）により案内します。

↓人間ドックの通知については、こちらから確認してください。

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/seikatusyukanbyo/ningendoc/index.html>



2 受診期間

令和8年6月から令和9年2月まで

3 健診の種類

健診種別		対象年齢 (令和8年度末時点)	検査項目	自己負担額
人間ドック	指定年齢健診	30歳、35歳から59歳までの奇数年齢	・身体計測 ・血液検査 ・心電図 ・胸部X線検査	8,000円～11,000円程度 (広島県教育職員互助組合加入者は5,000円の補助あり)
	シニア普通ドック	50歳以上 (指定年齢健診対象者を除く)	・胃検査 ・大腸がん検査 等々	
器官別健診	肺検査	43歳以上	・肺CT検査	3,000円～15,000円程度
	レディース検診	全年齢	・乳がん検査 ・子宮頸がん検査	550円

【注意事項】

- ・ 任意の健診となります。受診を希望される場合は、申込期間内(令和8年4月16日から5月15日まで)に申込してください。二次募集はありません。
- ・ 学校等で勤務される場合においても、任意継続組合員の場合は対象外となります。
任意継続組合員の方は、19ページの特健康診査を御覧ください。
- ・ 本ページに記載の器官別健診については、人間ドックを受診する組合員のみ申込可能です。
- ・ 広島県教育職員互助組合に加入されている場合、健診機関窓口で支払う金額が5,000円減額されます。人間ドックを受診される場合は、自動的に減額されますので、別途の手続は不要です。



器官別検診(レディース検診・大腸がん)

保健事業係
(082) 513-4956

女性特有のがん(乳がん、子宮頸がん)と、増加傾向の大腸がんの早期発見を目的として実施しています。

対象者	組合員(任意継続組合員を除く) ※ 申込時点及び受診日に組合員資格を有する者 ※ 育休・休職・病休・派遣・組合専従等であっても、対象者であれば申込可能
-----	---

1 申込方法

詳細については、定期発送(所属所への通知)により案内します。



2 検診の種類

健診種別	対象年齢 (令和8年度末時点)	検査項目	申込時期(予定) 受診期間(予定)	自己負担額
レディース検診 (巡回検診)	全年齢	乳がん検査 子宮頸がん検査 骨密度検査	・8月19日から 9月18日まで ・11月から2月	550円
大腸がん検診	41歳以上	便潜血検査 (検体郵送型)	・10月19日から 11月18日まで ・1月上旬から下旬	550円

【注意事項】

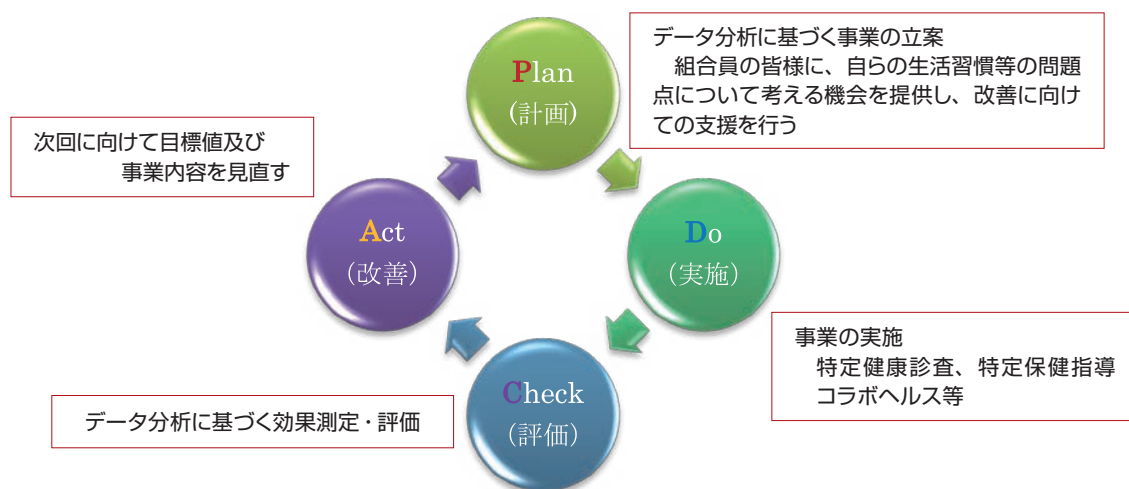
- ・ レディース検診については、人間ドックと併せて受診している場合であっても、未受診の検査項目に限り、巡回検診型での受診が可能です。

第3期データヘルス計画

保健事業係
(082) 513-4956

レセプト、健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画。

ねらい:「健康寿命の延伸」と「医療費適正化」を同時に図る - 厚生労働省 -
公立学校共済組合広島支部は、予防・健康づくりの推進に向けて、効果的な保健事業の実施に努めています。



広島支部第3期データヘルス計画(令和6年度～令和11年度)は、当支部HPに掲載しています。

年1回は健康診断を受けて、積極的な健康づくりを!

特定健康診査(特定健診)

保健事業係
(082) 513-4956

40歳以上75歳未満(75歳の誕生日前日まで)の組合員及び被扶養者に対し、生活習慣病(糖尿病、脂質異常症、高血圧症など)の発症と重症化の予防を目的として実施しています。

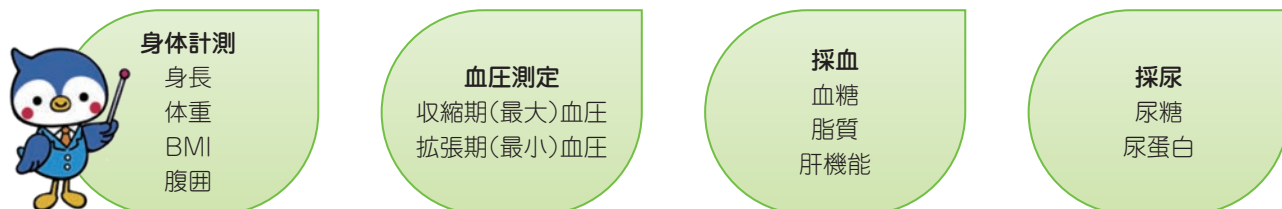
一般組合員 短期組合員	所属所の定期健康診断又は当支部実施の人間ドックを受診した場合は、重複しての受診はできません。
任意継続組合員 被扶養者 短期組合員*	当支部が発行する「特定健康診査受診券(セット券)」を利用して自己負担なし(共済組合全額負担)で受診することができます。2「セット券」利用の流れを参考にしてください。 「セット券」の有効期限は令和9年3月31日又は組合員等資格喪失予定日前日までです。

※ 短期組合員のうち、勤務形態により、所属所の定期健康診断又は当支部実施の人間ドックを受診する機会のない者



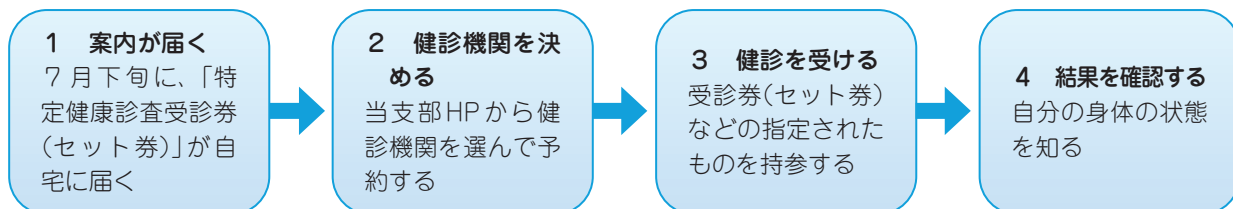
1 特定健康診査の検査項目

病気の前兆であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。次の検査項目は、定期健康診断や、人間ドックの中に含まれています。



この他、問診(服薬や喫煙等)、医師が必要と判断した場合には、貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査が行われます。

2 「セット券」利用の流れ



【注意事項】

- ・ 市町で実施する集団健診に「セット券」を持参して受診する場合の予約等は住まいの市町へ問い合わせてください。
- ・ 「セット券」は7月下旬から順次、御自宅に送付予定です。8月に入っても届かない方(年度途中に加入された方又は年度の途中で資格を喪失される方等)で、「セット券」の発行を希望される場合、当支部まで御連絡ください。
- ・ 「セット券」を使用せず、勤務先等での定期健康診断や個人で人間ドック等を受診した場合は、「勤務先等で受診された健診結果の写し」、「回答した質問票」、未使用の「セット券」を併せて当支部へ提出してください(短期組合員は、提出不要です)。

3 お願い

「セット券」の紛失が多発しています。再発行に係る事務・通信費も大切な掛け金から支払われていますので、紛失防止に御協力ください。

特定保健指導

保健事業係
(082) 513-4956

特定健診で心臓病や脳卒中のリスクが高いと判断された方の生活習慣改善を目的として実施しています。

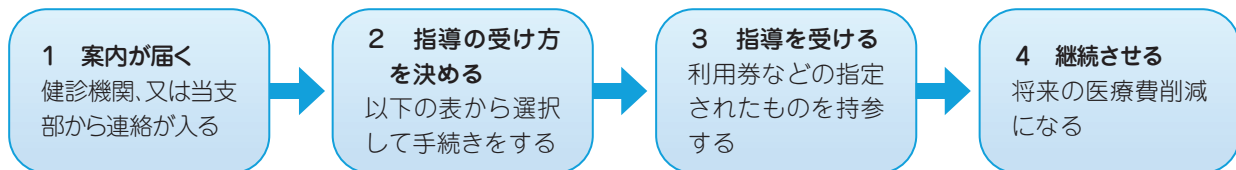
対象者	40 歳以上 75 歳未満（75 歳の誕生日前日まで）の組合員及び被扶養者 ※ 特定健診の結果によって、特定保健指導が必要な対象者が決まります
費用	共済組合全額負担（令和9年3月31日又は組合員等資格喪失予定日前日まで）

利用券

特定健診（定期健康診断、人間ドック等、特定健康診査に代える健診を含む。）の結果が、

- ① 再検査、精密検査要と判断された場合 ▶▶ 医療機関を受診しましょう
- ② 生活習慣の改善が必要と判断された場合 ▶▶ 特定保健指導を受けましょう

1 利用の流れ



指導の種類	対象者	利用方法
①人間ドック型	組合員	特定保健指導を実施している健診機関で人間ドックを受診された場合は、当日中又は後日にその健診機関で指導の初回面接を受けることができます。なお、特定保健指導を実施していない健診機関の場合は、②又は③の方法で指導を受けることができます。
②所属所訪問型（ICT型）	組合員	委託実施機関の保健師等が所属所に訪問、もしくは、遠隔（電話やメール等）で指導を受けます。
③健診機関型	組合員 被扶養者	『特定保健指導利用券』が必要です。利用券に同封される『特定保健指導実施機関一覧』から健診機関を選んで予約をして指導を受けます。健診機関での指導を御希望の方は、電話で当支部に発券を依頼して下さい。

2 指導の内容

● 動機付け支援 ●

- 初回面談
個別又はグループ面談で、専門家サポートのもと、目標を立てる。
- 3ヶ月以上経過後
健康状態や生活習慣の確認が行われて、プログラム終了。

● 積極的支援 ●

- 初回面談
個別又はグループ面談で、専門家サポートのもと、目標を立てる。
- 継続的サポート
面談又は電話やメール等による専門家サポートを3ヶ月以上受ける。
- 3ヶ月以上経過後
健康状態や生活習慣の確認が行われて、プログラム終了。

3 対象となる基準

肥満リスク

- 腹囲
男性85cm以上
女性90cm以上
- BMI
25以上



追加リスク

- ・ 血 糖 空腹時血糖（または随時血糖）100mg/dl 以上
又はHbA1c(GSP値)5.6%以上
- ・ 血 圧 収縮期（最高）血圧130mmHg以上
又は拡張期（最低）血圧85mmHg以上
- ・ 脂 質 中性脂肪150mg/dl 以上
又はHDL コレステロール40mg/dl 未満
- ・ 質問票 上記のリスクで1つ以上当てはまった場合は、喫煙習慣をカウント



判定

- 動機付け支援
1 + 追加リスク 1 個
2 + 追加リスク 1 又は2個
- 積極的支援
1 + 追加リスク 2 個以上
2 + 追加リスク 3 個以上
※ 65～74歳の方は動機付け支援のみ



メンタルヘルス相談

(プライバシーは厳守されますので、
安心して御利用ください)

保健事業係
(082) 513-4956

一人で抱え込んでしまった心の悩みを専門家に相談できる機会を提供しています。

1 広島支部が実施する相談事業

(1) 専門医療機関による相談(対面)

仕事上のストレスや人間関係、家庭問題などで体調が思わしくない人、最近からだもこころも重いと
感じている人、専門医に相談してみたい人など。

対 象 者	組合員本人
場 所	共済組合が指定した専門医療機関（下表のとおり）
費 用	年間1人当たり2回までに限り、共済組合全額負担 ただし、相談の結果、投薬等の医療行為を行う場合は、自己負担（健康保険適用）となります。
利 用 方 法	① 希望する医療機関に、電話で「公立学校共済組合員」であることを伝えて予約してください。 ② 相談当日は、必ず公立学校共済組合の組合員であることを証明する『本人資格確認書類』を持参し、窓口に提示してください。

【指定専門医療機関】

医療機関名	所 在 地	予約受付時間	相談予約電話番号
清川神経科内科 ク リ ニ ッ ク	広島市中区八丁堀4-15 アーバンビュー八丁堀3F	月～土（水・土は午後休診） 9:00～13:00 15:00～18:00	082-227-5111
じん にん 神 人 クリニック	広島市東区若草町 9-12-401	月～土 （水は休診・土は午後休診） 9:00～13:00 15:00～18:00	082-261-0600
瀬 野 川 病 院	広島市安芸区中野東四丁目 11-13	月～土（土は午後休診） 9:00～16:30	082-892-1055
よこがわ駅前 ク リ ニ ッ ク	広島市西区横川町二丁目7-19 横川メディカルプラザ6階	月～土（木・土は午後休診） 9:00～13:00 14:00～18:00	082-294-8811
森岡神経内科	広島市安佐北区可部南 四丁目9-17	月～土（木・土は午後休診） 8:30～12:00 14:00～18:00	082-819-0006
村岡クリニック	呉市中央二丁目6-10 村上ビルⅡ4階	月～金（木は休診） 9:00～12:00 14:00～18:00 土 9:00～12:00 14:00～17:00	0823-32-2223
わかみやメンタル ク リ ニ ッ ク	東広島市西条上市町5-5 総合不動産ビル3階	月～土 8:30～12:00 （午後診療は月・金のみ） 14:30～18:30 （土曜日、初診は予約制）	082-431-6110
あおばメンタル ク リ ニ ッ ク	福山市多治米町一丁目 11-17	月～土（水は休診） 9:00～13:00 （上記時間以外は留守番電話）	084-981-1250
押尾クリニック	三原市城町一丁目 12-23-1	月～金（水は午後休診） 9:00～12:30 14:30～18:00	0848-67-8766
三 次 病 院	三次市栗屋町 1731	月～土 8:30～11:30 （診療時間） 9:00～12:00	0824-62-2888

(2) 産業カウンセラーによる相談(対面・電話・Zoom)

職場や家庭での人間関係にお悩みの方、眠れない、気力がわかないなどの不調をお感じの方、仕事の進め方などステップアップを目指す方など。

対 象 者	組合員及びその被扶養者
場 所	一般社団法人日本産業カウンセラー協会 中国支部 広島事務所 カウンセリングルーム 広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5階 082-209-8828 ※ 福山、三次市内でもカウンセリングを受けることができます。
費 用	共済組合全額負担(利用制限なし)
利 用 方 法	《予約受付》 月～金曜日 10:00～16:30 福山、三次市内で面談を希望される場合も、広島事務所に連絡してください。 ① 広島事務所に、電話で「公立学校共済組合員」であることを伝えて予約してください。 ② 相談当日は、必ず公立学校共済組合の組合員であることを証明する『本人資格確認書類』を所持してください。

2 公立学校共済組合中国中央病院が実施する相談事業

『公立学校共済組合 組合員の方へ』(<https://www.kouritu-cch.jp/association/mental-health>)

(1) メンタルヘルス相談事業(面接・電話)

対 象 者	組合員及びその被扶養者
開 設 日	毎週月～金曜日(祝日は除く)、土・日(隔週) 9:30～17:00 (1回につき60分程度)
場 所	公立学校共済組合中国中央病院 メンタルヘルス室 福山市御幸町大字上岩成148-13 084-970-2121
費 用	原則として、年度内3回まで相談料・通話料ともに無料
利 用 方 法	《予約受付》 月～金曜日(祝日は除く) 9:00～17:00 ① 電話で、「メンタルヘルス相談予約」であることを伝えて予約してください。 組合員等番号の確認があります。 電話相談を希望の方には、相談専用ダイヤルが通知されます。 ② 相談当日に、中国中央病院へ行く、または電話をかけてカウンセリングを受けてください。 交通費の一部が支給されますので、公立学校共済組合の組合員であることを証明する『本人資格確認書類』を持参してください。

(2) こころの悩みホットライン(電話)

対 象 者	組合員及びその被扶養者
開 設 日	毎週水曜日 15:00～17:00
費 用	相談料・通話料ともに無料
利 用 方 法	予約不要です。 氏名や組合員等番号の確認は無く、匿名でカウンセリングが受けられます。 直接、電話(0120-503-110)をかけて相談してください。(携帯電話からも御利用できます。)



3 公立学校共済組合本部が実施する相談事業

「健康相談事業」についての記事は、
広報誌を御覧いただくか、
保健事業係に連絡下さい。

メンタルヘルス講演会事業

保健事業係
(082) 513-4956

こころの専門家によるメンタルヘルス講演会を実施する機会を提供しています。



対 象 者	15人以上の団体（少人数の場合は、相談ください）
要 件	1 公立学校共済組合広島支部の組合員により構成する団体が開催する、組合員のためのメンタルヘルスに関する啓発と、継続してセルフケアを行うための内容とした講演会とします。 2 申込は、既存の団体以外でも可能とします。 3 講演会への参加者数は、原則として15人以上の団体とします。
費 用	共済組合全額負担（講演会実施に係る通信費等は、団体での負担になります）
実 施 内 容	令和7年度の例 ▼実施方式 ・オンライン ・対面 ▼実施テーマ ・精神疾患の理解と対応 ・ストレスチェックの活用と職場の環境改善 - その他、60分間のオーダーメイド講演会を依頼



令和7年度は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部が実施しました。

令和8年度の実施内容については、定期発送等で所属所に案内します。

(<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/mentalhealthsoudan/mentalhealthshien/index.html>)



直営病院講師派遣

保健事業係
(082) 513-4956

公立学校共済組合直営病院の病院職員による専門分野に基づく講演会を実施する機会を提供しています。



対 象 者	組合員及びその被扶養者で構成する団体（任意継続組合員を除く） ※ 少人数も可能です
要 件	講師派遣希望日の 3 か月前までに、保健事業係に申込み を行う必要があります。 ※ 3 か月以内の場合は、希望される直営病院に相談ください
費 用	共済組合全額負担（講師派遣費用：派遣料、個別相談料、旅費のみ）
実 施 方 法	1 会場型による講演 2 オンライン講演 3 オンデマンド形式による講演（1テーマ40分以上で作成） （講演の録画及び二次配信は行いません）

令和8年度の詳しい実施内容については、当支部HPで案内します。

◇◇ 令和7年度例 ◇◇

- ・中堅教職員向けメンタルヘルス研修
- ・初任者のメンタルヘルス
- ・大人の発達障害
- ・睡眠とメンタルヘルス
- ・ストレスチェックの活用
- ・今の自分を知り、なりたい自分を考えよう ～心理検査を通して～



心のセルフチェックシステム

保健事業係
(082) 513-4956

約 10 分程度の無記名によるアンケート形式の設問で、心の健康状態をチェックできます。

※ 労働安全衛生法に基づくストレスチェックとは異なります。

対 象 者 組合員

1 アクセス

HPにあるバナー又は下のQRコードからアクセスし、「セルフチェック」のボタンをクリックしてください。



(<https://kokoronokenkou.jp/Stress/LoginPortal.aspx>)

2 運用時間

システムは6時から24時まで御利用いただけます。

ただし、毎月第3土曜日の18時から日曜日の6時まで、メンテナンスの為、御利用いただけません。

スポーツクラブ法人利用

保健事業係
(082) 513-4956

株式会社ルネサンスと法人会員契約を締結しています。

対 象 者

組合員及び15歳以上の被扶養者
※ 被扶養者ではない家族は対象外になります
※ 施設においては利用対象者の範囲指定等がある場合があります

1 契約施設

RENAISSANCE (ルネサンス)

2 組合員特典

法人会員で入会することにより、全国の店舗をお得に利用することができます。
詳細は、利用を希望されるルネサンス施設へ、直接お問い合わせください。

3 利用方法

利用する施設の受付又は電話予約で「法人会員として入会したい」と申し出て、「本人資格確認書類」を提示してください。

(<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/kanri/sportsclub/index.html>)



仕事帰りに、リフレッシュ!

スタジオ

ジム

お風呂

サウナ

忙しい方でも安心!

スパ・サウナ

ライフスタイルに合わせて!

3つの法人プランからお選びいただけます!

まずは試しにジム・スタジオ・サウナを使いたい方は…

法人ジム・サウナおためし会員

5,500円/月 (税込)

全サービスを思う存分使いたい方は…

Monthlyコーポレート会員

一般の全国会員の場合 22,000円 (税込)

10,450円/月 (税込)

自分のペースで都度通いたい方は…

1Dayコーポレート会員

1,980円/回 (税込)

詳細はコチラから!

※上記の金額は「スポーツクラブルネサンス」でご利用いただける金額です。※レンタル用品のお取り扱いがない店舗や、キャッシュレス運営をしている店舗がございます。事前にご利用店舗のHPをご確認ください。※法人との契約により価格等が変更となる場合がございます。

【ご利用開始条件】 ●最長4ヵ月、新規ご入会者様限定の会員プランで、8ヵ月以上月額固定プランで在籍していただける方に取り替えます。 ●過去6ヵ月以内に在籍していた方は対象外になります。 ●ご利用期間終了後はご入会時に選択された会員種別に変更となります。(後から種別変更も可能) 会員プランについては料金ページでご確認ください。

※2025/12/1時点 2026年度_840011336627

旅行商品特別割引

保健事業係
(082) 513-4956

組合員向け旅行割引を受けることができます。

対 象 者	組合員及びその家族（御家族の単独旅行も利用可） ※ 家族の範囲 ①被扶養者、②被扶養者でない配偶者、③被扶養者でない組合員と同居の子・孫・父母・祖父母及び18歳未満の弟妹
-------	---

下記業者の取扱店で、公立学校共済組合の組合員であることを証明する『本人資格確認書類』を提示して、旅行商品の申込みを行ってください。

旅行会社等名称	取扱店	電話番号	割引対象商品(括弧内は割引率)	
			海外旅行	国内旅行
東武トップツアーズ株式会社	広島支店	050-9002-5442	自社募集型企画旅行(パッケージツアー)(3%) ※ 一部商品を除く。	「FEEL」(フィール)(3%)
株式会社 たびまちゲート広島	本社営業所 (たび館)	(082) 543-2040	自社募集型企画旅行(パッケージツアー)(3%) ※ 一部商品を除く。	自社募集型企画旅行(パッケージツアー)(3%) ※ 一部商品を除く。

※ 詳しくは、各旅行会社に直接お問い合わせください。

特典サービス

保健事業係
(082) 513-4956

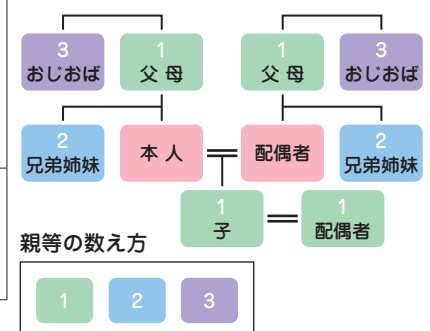
組合員向け特典サービスを受けることができます。

対 象 者	業者によって異なります
-------	-------------

下記業者で、公立学校共済組合の組合員であることを証明する『本人資格確認書類』を提示して、特典利用の申込みを行ってください。

業者名称	内 容
株式会社レオパレス21	賃貸借契約に係る契約金の値引き 【対象者】組合員及びその二親等以内の親族
日本私立学校振興・共済事業団 広島ガーデンパレス	私学共済加入者と同等のパック商品値引き 宴会料金の値引き(条件あり) 会議室料金の値引き 【対象者】組合員及びその家族
アート引越センター株式会社	引越基本料金の値引き(繁忙期は除く) 【対象者】組合員及びその被扶養者
住友林業株式会社	戸建住宅建築工事代金、 賃貸住宅建築工事代金の値引き 分譲住宅販売価格(土地+建物)の値引き 【対象者】組合員及びその三親等以内の親族
住友林業ホームテック株式会社	リフォーム工事見積書に記載された 工事代金の値引き 【対象者】組合員及びその三親等以内の親族

※ 詳しくは、各業者に直接お問い合わせください。



公立共済 やすらぎの宿

-公立学校共済組合本部
による宿泊事業-

保健事業係
(082) 513-4956

全国各地にある公立学校共済組合の宿泊施設（公立共済やすらぎの宿）を、組合員料金で御利用いただけます。

(<https://www.kouritu.or.jp/shukuhaku/index.html>)



対 象 者

組合員及びその家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母
および兄弟姉妹）
※ 家族であれば、同居・同姓でなくてもかまいません。

1 宿泊



一般の方よりお得な、組合員料金で宿泊できるプランを用意しています。
電話での予約時に、「公立学校共済組合の組合員」又は「組合員だった」と伝えてください。

チェックイン時には、フロントへ次のいずれかを提示してください。

現職の組合員	退職された元組合員
・マイナポータルの資格情報画面 ・本人資格確認書類	・宿泊施設特別利用者証 ・年金証書の写し(コピー)など、当共済組合の年金受給者であることが証明できるもの
・公立共済メンバーズカード(クレジットカード)	

(1) 公立共済メンバーズカードとは

入会金・年会費永年無料のオリコカードです。

お問い合わせ先：0120-258-678（受付時間9：30～17：30 元旦を除く）

(2) 宿泊施設特別利用者証とは

公立学校等を退職した（当共済組合の資格を有していた）方、であることを証明するカードです。

申請方法：『宿泊施設特別利用者証交付申請書』に必要事項を記載の上、郵送してください。

(<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/content/files/19-011-R7.7.pdf>)



2 会議・宴会・婚礼

一般の方よりお得な、組合員料金で利用できるプランを用意しています。

詳しくは、各施設へ直接お問い合わせください。

3 やすらぎの宿ホームページの御案内

プラン検索から予約まで、最新情報は、公立共済やすらぎの宿ホームページを御確認ください。

季節の宿泊プランや各宿泊施設の新着情報などを随時更新しています。

(<https://www.kourituyasuragi.jp/>)



共済組合の貸付種別と利率

 経理貸付係
 (082) 513-4955

貸付種別	資金の必要な事由	最高限度額 (万円)	年利率 (%)
一般	組合員が臨時に資金を必要とする場合 ※ 借金返済、生活費充当は非該当	200	1.32
特別	任用期間の定めのある組合員 が臨時に資金を必要とする場合 ※ 借金返済、生活費充当は非該当	給料月額× 3/10× 残任期月数 (200万円以内)	1.32
教育	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹が学校教育法規定の小学校・中学校・高等学校、大学又は高等専門学校等に入学・就学するため資金を必要とする場合	550	1.32
住宅	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、購入、修理又は敷地の購入等をするのに資金を必要とする場合	1,800 (給料と組合員年数に応じて異なる)	1.32
介護住宅	介護の必要な人に配慮した構造を有する住宅及び介護機器の設置をするため資金を必要とする場合	300	1.06
結婚	組合員又は子が結婚するため資金を必要とする場合	200	1.32
医療	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母が医療を受けるため資金を必要とする場合	120	1.32
葬祭	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母の葬祭(葬儀、法事等の行事又は墓地の取得及び墓石の建立)を行うため資金を必要とする場合	200	1.32
災害	組合員又は被扶養者が、非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200	0.99
住宅災害	組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が非常災害等により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合	1,900 (給料と組合員年数に応じて異なる)	0.99
高額医療	組合員又は被扶養者が、高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合	高額療養費相当額の範囲内	無利息
出産	貸付日が出産予定日まで2か月以内の組合員又は被扶養者が出産のため費用を必要とする場合 妊娠4か月以上の組合員又は被扶養者で医療機関等へ一時的な支払いが必要となった場合	出産費又は家族出産費相当額の範囲内	無利息

※ 任用期間の定めのある組合員は、特別貸付け、高額医療貸付け、出産貸付けのみが対象です。

詳細は、「福利厚生事務の手引」又は当支部ホームページ「手続きナビ-資金を借りる際の手続き」
<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/tetsuduki/shikin/index.html>
 を参照してください。

お問い合わせは、公立学校共済組合広島支部 経理貸付係まで

※ 一般財団法人広島県教育職員互助組合加入の方は、35 ページも御確認ください。

互助組合の加入手続について

互助組合に加入を希望される方は**提出期限内**に、任用形態に応じた「㊤加入申込書」を作成し、提出してください。

1 対象者【公立学校共済組合広島支部の組合員資格を取得された方】

新たな任用形態（新規採用を含む。）で採用された場合や、保険証番号（共済組合員等番号）が変更された場合、期間を空けて採用（共済組合員資格を再取得）された場合で、互助組合に加入を希望する方は、その都度加入申込書の提出が必要です。

なお、県費負担の会計年度任用職員について、**共済組合員資格継続の手続を行う組合員のうち、共済組合員等番号が変更となる（広島県が任用毎に新規の職員番号を附番する）場合で、互助組合に加入を希望する方**についても加入申込書の提出が必要ですので、注意してください。

※ 広島市費の新規採用職員及び退職医療制度の加入者は、現職制度に加入できません。

2 提出期限

任期開始日（公立学校共済組合広島支部の組合員資格取得日）から **20日以内（必着）**

3 提出方法

① 互助組合のホームページから「㊤加入申込書」をダウンロードしてください。（<https://www.gojo.or.jp>）

※ 3種類ありますが、任用期間に定めのない職員は「㊤加入申込書」を、短時間勤務会計年度任用職員等は「㊤加入申込書 短時間勤務会計年度任用職員」を、その他の有期職員は「㊤加入申込書 任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等 有期職員」をそれぞれダウンロードしてください。

② 必要事項を記入し、所属長の署名を受けて、提出期限内に互助組合へ提出してください。

4 注意事項

- 毎年、加入申込書が提出期限に到着しないため、加入を希望していても加入できない場合があります。加入申込書は、**郵便事情を考慮して早めに送付し、20日以内に確実に当互助組合へ到着するようにしてください。**
- 加入申込書の提出が**必要かどうか判断できない場合は**、加入申込書が提出期限（20日以内）に必着するように**早めに互助組合に照会してください。**

共済組合が組合員資格を認定している関係上、当互助組合で提出が必要であるかどうか判断が難しい場合は、当面、加入申込書を提出していただく場合がありますので、御了承ください。

互助組合の掛金の概要

互助組合に加入している組合員は次のとおり、毎月の給料から掛金を控除します。

【短時間勤務会計年度任用職員を除く組合員（以下「一般組合員」という。）】

種 類		内 容
事業掛金	被扶養者のない期間	給料月額×6／1,000（円未満切捨て）
	被扶養者のある期間	給料月額×7.4／1,000（円未満切捨て）
退職医療掛金		給料月額×2／1,000（円未満切捨て） ※退職時まで累積し、退会時に給付（特別返還金）
生涯福祉掛金		給料月額×2／1,000（円未満切捨て） ※退職時まで累積し、退会時に給付（生涯福祉給付金）

- 県費負担職員（一般組合員）のうち任期付職員、臨時的任用職員及び再任用職員は、退職医療掛金、生涯福祉掛金の控除はありません。

【短時間勤務会計年度任用職員】

種 類	内 容
事業掛金	被扶養者のない期間 標準報酬月額×5.3／1,000(円未満切捨て)
	被扶養者のある期間 標準報酬月額×6.7／1,000(円未満切捨て)

- 標準報酬月額とは、公立学校共済組合の決定した金額(P4参照)をいいます。
- 標準報酬月額の改定が行われた場合、給与が翌月払いの組合員(例:令和8年4月実績分が5月に支給される職員)については、実際に改定の行われた実績月分の給与が支給される月(例の場合は、5月に改定が行われた場合、5月実績6月支給分)に給料から控除される掛金から、改定後の標準報酬月額を算定して控除します。

【掛金の納入について】

掛金納入の基本事項

- 任用期間に定めのない県費負担職員の方は、掛金等のシステムの都合上採用と同時に加入の登録が行われ、掛金の控除が始まりますが、必ず、速やかに「㊥加入申込書」を提出してください。
- 市町等負担職員の方は、「㊥加入申込書」の提出により掛金の控除が始まります。
- 掛金を納入すべき期間は、組合員となった日の属する月から組合員でなくなった日の属する月の前月まで(ただし、採用の月と資格喪失日が同月の場合は、掛金の納入が必要です。)
- 被扶養者(医療保険上の被扶養者)について遡及して認定又は取消があったときは、直近の給与で一括して掛金の控除又は還付を行う場合があります。
- 育児休業中、産前産後休暇取得による掛金免除を申し出た期間、配偶者の在外教育施設派遣に伴う配偶者同行休業、介護休暇取得により給与が減額又は無給となった期間、病気休職により無給となった期間は、掛金の納入は免除されます。
- 介護休暇等により給与が支給又は戻入されるときに、掛金が控除又は還付される場合があります。
- 産前産後休業、育児休業及び介護休暇の場合は、掛金が免除されます。なお、産前産後休業の場合は、産前産後休業掛金等免除申請書を提出する必要がありますが、この申出書は、公立学校共済組合広島支部との共通様式であるため、公立学校共済組合広島支部へ提出してください。
- 育児休業等により給与が支給されない月に掛金の納入が必要な場合は、互助組合に直接、掛金の振込をお願いすることがあります。
- 自己啓発休業や大学院就学休業等、互助組合の定める掛金が免除される期間に該当しない無給休職等の期間については、互助組合から組合員に直接、掛金の振込を依頼します。その際、組合員の手数料等負担の軽減を図るため、当該期間の掛金について、当該期間の掛金相当額について、一括納入を依頼していますので御協力ください。

退職(退会)時の手続について

～退職後、再任用される方も退会手続が必要です!～

退職、異動及び任用形態の変更等により、共済組合員証を返納したり、共済組合員等番号が変更されるような場合は、退会手続が必要です。

退職(退会)後に、引き続き再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員として勤務し、公立学校共済組合員資格を取得する方も、必ず、一度、退会することになります。

退会手続に関わり、必要に応じて次の1から3の書類を提出してください。

各種様式については、互助組合ホームページからダウンロードしてください。<https://www.gojo.or.jp>

1 ⑤退会給付金請求書

⑤退会給付金請求書の提出により、退会給付金を振込みます。給付金内容は、P33の「互助組合(現職組合員)事業一覧表」の「退会給付金」のとおりです。なお、「県費負担の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員」及び「市町費等負担職員で組合員等番号の1桁目が「Q」又は「L」の方は、退会給付金の対象となる掛金を徴収していないため、提出は不要です。

これらの職員以外の方は、退職後に再度互助組合に加入する場合であっても、必ず、⑤退会給付金請求書を提出してください。

※ 新たに給付金受取口座を指定する場合は、通帳のコピーを貼付してください。

2 ⑥退職医療組合員申出書 ～退職時に満45歳以上の方で、加入希望者のみ提出～

互助組合では、現職中に互助組合に加入していた方へ、退職後の生きがいのある豊かな生活を支援することを目的に退職医療制度を創設しています。退職後にどの健康保険制度を利用していても加入できる制度です。給付内容は、P36を参照してください。

加入に必要な掛金(基準掛金)は、退職日の翌日の満年齢に応じた金額を、退職日の翌日から60日以内に一括納入していただきます。その際、上記1の「退会給付金」の給付がある場合には、それを充当します。

計算方法

退会給付金

－

基準掛金

=

差引額

● 差引額が(+)の場合→超過額を退会給付金として給付

● 差引額が(-)の場合→不足額を納入

※ 退会給付金の対象外の方は、基準掛金全額を一括納入していただきます。

【基準掛金額表】

年 齢 (歳)	基準掛金額 (円)	年 齢 (歳)	基準掛金額 (円)	年 齢 (歳)	基準掛金額 (円)	年 齢 (歳)	基準掛金額 (円)
45	1,731,000	52	1,214,000	59	732,000	66	328,000
46	1,656,000	53	1,134,000	60	675,000	67	269,000
47	1,584,000	54	1,057,000	61	614,000	68	212,000
48	1,514,000	55	983,000	62	554,000	69	156,000
49	1,447,000	56	917,000	63	497,000		
50	1,382,000	57	853,000	64	442,000		
51	1,297,000	58	791,000	65	389,000		

1 提出期限 退職日の翌日から30日以内(互助組合必着)

2 注意事項 退会給付金の受給対象者は、⑤退会給付金請求書と併せて提出してください。
現職制度に再加入される場合、退職医療制度には加入できません。

3 ㊤加入申込書 ～退職後に、再度、公立学校共済組合員となり、現職制度に加入希望の方のみ提出～

退職（退会）後に、再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員として勤務し、公立学校共済組合員資格を取得する方は、再度、互助組合の現職制度に加入することができます。

また、保険証番号（共済組合員等番号）が変更された場合や、期間を空けて採用された場合は、その都度加入申込書の提出が必要です。

1 提出期限 共済組合員資格取得日から20日以内（互助組合必着）

2 注意事項

- (1) 所属長の署名を受けてください。
- (2) 広島市費の方は、再任用（フルタイム）職員のみ加入できます。
- (3) 退職医療制度の加入者及び公立学校共済組合の任意継続組合員は、現職制度に加入できません。
- (4) 加入申込書の様式は3種類ありますが、短時間勤務会計年度任用職員は「㊤加入申込書 短時間勤務会計年度任用職員」を、その他の有期職員は「㊤加入申込書 任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等 有期職員」をダウンロードしてください。

4 退職時フロー図 ～退職時にあなたの提出すべき書類はどれ？ 期日を守ってください～

Start!

あなたは？

- a 県費負担職員（任用期間に定めのあるものを除く。）又は市町費職員で組合員等番号が P・Z から始まる職員
- b 県費の臨時的任用職員・任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員又は市町費職員で組合員等番号が Q から始まる職員

退職・異動後は？

- a 再就職し、再び公立学校共済組合員となる（任意継続組合員を除く。）。
- b 再就職しない。／民間へ就職する。／公立学校教職員として再就職するが、公立学校共済組合の任意継続組合員となる、又は、公立学校共済組合員以外の医療保険制度に加入する。

退職・異動後は？

- a 再就職し、再び公立学校共済組合員となる（任意継続組合員を除く。）。
- b 再就職しない。／民間へ就職する。／公立学校教職員として再就職するが、公立学校共済組合の任意継続組合員となる、又は、公立学校共済組合員以外の医療保険制度に加入する。

互助組合の現職制度に再度加入する？

- ※広島市費の方は、再任用（フルタイム）職員のみ加入できます。
- a 再加入する。
 - b 再加入しない。

退職医療制度に加入する？

- a 加入する。
- b 加入しない。

互助組合の現職制度に再度加入する？

- ※広島市費の方は、再任用（フルタイム）職員のみ加入できます。
- a 再加入する。
 - b 再加入しない。

退職医療制度に加入する？

- a 加入する。
- b 加入しない。

次の任用は、有期職員（臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員）？

- a はい。
- b いいえ。

次の任用は、有期職員（臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員）？

- a はい。
- b いいえ。

㊤退会給付金請求書・
有期職員用
㊤加入申込書

㊤退会給付金請求書・
会計年度任用職員用
㊤加入申込書

㊤退会給付金請求書・
㊤退職医療組合員申出書
※同時に提出

㊤退会給付金請求書

有期職員用
㊤加入申込書

会計年度任用職員用
㊤加入申込書

㊤退職医療組合員申出書

提出書類なし

互助組合(現職組合員)事業一覧表

互助組合
(082) 228-1386

互助組合では、現職組合員を対象とする事業として令和8年4月1日現在で次の給付事業・貸付事業・福祉事業を実施します。また、文化振興を目的とする公益事業も実施します。(公益事業については互助組合ホームページ (<https://www.gojo.or.jp>))

〈給付事業〉

■ 自動給付

■ 請求払(共済組合へ請求)

■ 請求払(互助組合へ請求)

事由	給付名	給付要件	給付内容	主な必要書類
病気 負傷	医療給付金 ■	組合員が、共済組合から療養の給付を受けたとき	((保険適用の診療費用-共済組合給付額)-2,500円)の5割	※自動給付
	家族療養費 ■	組合員の被扶養者が、共済組合から療養の給付を受けたとき	((保険適用の診療費用-共済組合給付額)-2,500円)の5割	※自動給付
	傷病手当金 ■	組合員が、共済組合から傷病手当金の給付を受けたとき	初回のみ50,000円	●⑤傷病手当金請求書 ※ 共済組合共通様式(共済に提出)
	治療見舞金 ■	組合員が、次の臓器等の装着又は血友病等の治療を受けているとき ○人工肛門、人工膀胱及び心臓人工弁の装着 ○心臓ペースメーカーの施術時 ○慢性腎疾患による人工透析 ○血友病及び原発性肺高血圧症の治療	年額50,000円	◎⑤治療見舞金請求書 ●医師の証明
出産	出産手当金 ■	組合員又は被扶養配偶者が、出産したとき	1児につき10,000円	(様式第62号又は第62号の2) ●⑤出産手当金請求書 ※ 共済組合共通様式(共済に提出)
介護休暇	介護休業手当金 ■	組合員が、介護休暇を取得したとき	該当年度の4月1日時点での年齢が、 45歳未満の組合員:日額5,000円 45歳以上の組合員:日額7,000円 介護休業手当金の給付終了の翌日～通算120日まで給付	◎⑤介護休業手当金請求書 ●出勤簿・休暇簿の写し
退会	退会給付金 ■	組合員が、退職(組合員資格を喪失又は共済組合員等番号が変更)したとき (互助組合に加入するものであって、「県費負担職員のうち正規職員」、「広島市費職員」、「広島市以外の市町費等職員のうち常勤職員・会計年度任用職員(会計年度フル13月目以降)」の場合に提出)	次の①から③までの合計額 ①特別退職給付金 平成16年3月までに納付した一般掛金(給料月額10/1000)の総額から、リフレッシュ厚生計画事業付加金及び家族療養費を控除した額(平成16年3月31日時点で算定した額)の9割 ②生涯福祉給付金 組合員期間中に納入した生涯福祉掛金(給料月額2/1000)の総額 ③特別返還金 組合員期間中に納入した退職医療掛金(給料月額2/1000)の総額	◎⑤退会給付金請求書 ※ 新たに給付金受取口座を指定する場合は、通帳のコピーを貼付
死亡	死亡弔慰金 ■	組合員が、死亡したとき	1,000,000円	●⑤死亡弔慰金請求書 ●死亡の事実を確認できる書類 ●遺族の続柄を確認できる書類 ●⑤退会給付金請求書(上欄「退会」と同手続)
	家族死亡弔慰金 ■	組合員の被扶養者が、死亡したとき	被扶養配偶者300,000円 その他の被扶養者20,000円	●⑤家族死亡弔慰金請求書 ※ 共済組合共通様式(共済に提出)
	遺児英資金 ■	組合員が死亡したときに、学校に在籍している18歳以下の遺児があるとき	(毎年度給付) 該当年度の3月31日時点での遺児の年齢が、 0歳から12歳 年額 60,000円 13歳から15歳 年額 96,000円 16歳から18歳 年額 168,000円	初年度 ●遺児育英資金受給申請書 ●遺族確認書 ●在学証明書 次年度以降 ●現況報告書

事由	給付名	給付要件	給付内容	主な必要書類
災害	災害見舞金 ■	組合員が、共済組合から災害見舞金の給付を受けたとき	共済組合からの災害見舞金が、 標準報酬月額3月分するとき 300,000円 標準報酬月額2～2.5月分するとき 180,000円 標準報酬月額0.5～1.5月分するとき 60,000円	●㊤災害見舞金請求書 ※ 共済組合共通様式(共済に提出)
		組合員が、水震火災その他非常災害により、住居若しくは家財の5分の1以上の損害を受けたとき又は平屋建の家屋で床上浸水を受けたとき	30,000円	

〈福祉事業〉

■ 自動給付

■ 請求払(互助組合へ請求)

事業名	事業内容	主な必要書類
リフレッシュ給付金 ■	該当年度の4月1日において、次の年齢に該当する組合員に30,000円を支給します。(7月末頃の送金を予定しています。) 【該当年齢】30歳 40歳 45歳 50歳 54歳 59歳 ※ 任用期間に定めのある組合員は除きます。	※自動給付
生活習慣病予防健診(人間ドック) ■	公立学校共済組合広島支部が実施する「指定年齢健診」及び「シニア普通ドック」の費用のうち5,000円を助成します。	共済組合へ受診申込 (互助組合への手続は不要)
シニア普通ドック助成 ■	(共済組合員でない 互助 組合員が対象) シニア普通ドック助成事業として、健診費用の8割を助成します。	◎シニア普通ドック助成金請求書(共済組合員は、手続不要)
被扶養配偶者人間ドック ■	該当年度中に次の年齢に達する被扶養配偶者に、人間ドック健診費用のうち30,000円を限度として助成します。 【該当年齢】40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 ※ 人間ドック健診費用(オプション検査は除く。)が30,000円を超えている場合に限り助成します。	◎被扶養配偶者人間ドック助成金請求書 ●健診費用の領収書
福利厚生助成 ■	へき地校等に勤務している組合員に図書カード(2,000円券)を配付します。	
長期療養者見舞金 ■	傷病のため3ヶ月以上病気休暇、療養又は休職している組合員に10,000円の見舞金を給付します。 ※ 病気休職等期間中かつ1会計年度中につき1回の給付です。	◎㊤長期療養者見舞金請求書
義肢等製作費助成 ■	組合員が、傷病等により次の補装具を装着した時の購入費用、又は修繕費用を1会計年度につき100,000円まで実費の範囲内で助成します。 【対象となる補装具】 義手、義足、義眼、車椅子、松葉杖、人工乳房	◎㊤義肢等制作費助成請求書 ●補装具の領収書 ●地方公共団体から助成があった場合は、その事実を明記した書類
育児サポート事業 ■	組合員及び配偶者(被扶養者であることを要しない)が出産したときに、安心して子育てができるよう月刊育児誌「赤ちゃん!」を1年間(12冊)及び初回時に「お医者さんにかかるまでに」1冊を送付します。 ※ 夫婦で組合員の場合は、どちらか一方のみが対象となります。	◎育児サポート事業申請書 ●出産したことを証明する書類
普及事業	(公立学校共済組合広島支部と共催)	

※ ◎印については、互助組合ホームページ(<https://www.gojo.or.jp>)からダウンロードしてください。

〈貸付事業〉 ※ 任用期間に定めのある組合員は除きます。

資金種別	資金の必要な事由	添付書類	申込金額(償還回数)	年利率
一 般	組合員が、臨時に資金を必要とするとき	不要	20 万円(40 回) 30 万円(50 回) 50 万円(50 回) 100 万円(72 回) 150 万円(72 回) 200 万円(72 回)	0.9%
特 別	結婚 組合員、子、孫、兄弟姉妹、が、結婚するために資金を必要とするとき	○挙式予約申込受理証明書等事実が確認できる書類 ○組合員との続柄が確認できる書類	20万円(40 回) 30万円(50 回) 50万円(50 回) 100万円(100 回)	
	教育 組合員、子、孫、兄弟姉妹が、学校教育法規定の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚園を除く。)、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校又は大学に、入学又は修学するために資金を必要とするとき。また、これに準ずる外国の教育機関に入学のための資金を必要とするとき	○入学許可書等の写し又は在学証明書等の入学又は修学の事実が確認できる書類 ※ 外国の教育機関に係る貸付については、日本語訳の証明書を添付 ○組合員との続柄が確認できる書類		
	医療 組合員、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母が、医療を受けるために資金を必要とするとき	○医師の診断書等事実が確認できる書類 ○組合員との続柄が確認できる書類		
	葬祭 組合員が配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母の葬祭を行うために資金を必要とするとき	○死亡の事実が確認できる書類の写し ○組合員との続柄が確認できる書類		
	海外研修・海外赴任 組合員が、海外研修又は海外赴任をするために資金を必要とするとき	○旅行業者が発行する旅行引受書等海外研修の事実が確認できる書類の写し又は海外赴任の事実が確認できる書類		
住宅災害	組合員が、水震災害その他の非常災害により居住している住居に損害を受けて資金を必要とするとき	○罹災証明書等災害の事実が確認できる書類の写し ○工事請負契約書の写し、工事見積書の写し又は売買契約書の写し ○登記事項証明書 (本人名義でない場合は、住宅の名義人の工事承諾書) ○住宅の平面図(修理の場合は修理箇所の図面)又は写真	無利息	
訴 訟	組合員が、公務に関して訴訟を起こされたことにより資金を必要とするとき	○訴状の写し等公務に関する訴訟の事実が確認できる書類		

- 上記の添付書類に加えて理事長が必要と認める書類が必要な場合があります。
- 申込書は、①貸付申込書 ②貸付借用証書 ③貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 の3枚セットです。互助組合ホームページ(<https://www.gojo.or.jp>)からダウンロードしてください。(片面印刷してください。)
- 資金借用証書には、貸付申込額に応じて『収入印紙』を貼付してください。

借受金額	20万円	30万円	50万円	100万円	150万円	200万円
収入印紙	400円分			1,000円分	2,000円分	

4 貸付申込書の締切日等

締切日(必着)	毎月1日	毎月10日	土日祝の場合は、その前日
	↓	↓	
送金日	締切月の19日	締切月の28日	金融機関の休業日の場合は、その前営業日

- 貸付の制限など詳細については、当互助組合ホームページを参照してください。
- 同じ資金種別の申込みは「借替」となります。申込金額から未償還元金を差し引いた金額が送金となりますので、お間違えのないよう御記入ください。また、「借替」は24回償還が済んでいないとできませんので御注意ください。

【一括償還について】

互助組合では、借受中の未償還元金を一括償還することができます。互助組合のHPから様式をダウンロードし、御記入の上互助組合へ御提出ください。

互助組合(退職組合員)事業一覧表

互助組合では、現職組合員を対象とする事業の他に、退職組合員を対象とする事業として、退職医療制度を実施しています。退職医療制度の事業については、次のとおりですので、御退職の際に御活用いただきますようお願いいたします。

〈退職医療制度〉

互助組合員であった方が、退職時に任意で加入できる終身組合員制度で、退職後の医療費の自己負担額を軽減する医療給付を中心とした給付事業や、福祉事業を実施し、退職後の生きがいのある豊かな生活を実現していくとするものです。

この制度には、退職時の満年齢が45歳以上の方が加入できます。

事業名	事 由	内 容
給付事業	療養補助金	組合員が保険医療機関に受診したとき 保険適用分の総医療費の2割 ※ 医療機関ごとに月最高限度額63,600円まで ※ 70歳に達する会計年度末まで給付 ※ 公費負担医療制度により、自己負担額が総医療費の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付 [請求払]
	死亡弔慰金	組合員が死亡したとき 加入期間(10区分)に応じて 20,000円～ 200,000円
	慶 祝 金	組合員が70歳以上の長寿年齢に達したとき ・70歳(古希) ・77歳(喜寿) ・80歳(傘寿) ・88歳(米寿) 各10,000円 ・90歳(卒寿) ・99歳(白寿)
	脱退一時金	組合員がやむを得ない理由で脱退したとき 加入時の基準掛金額の1/2を限度として 20,000円～ 200,000円
福祉事業	1日人間ドック	県内18受診機関 1人12,000円を補助
	健 康 記 念	70歳の年度末までに療養補助金を受給していない者 30,000円
	入 院 助 成	引き続き7日以上入院治療したとき 1会計年度最高60日間まで 1日 1,000円
	普 及 事 業	広報紙「互助だより」 全組合員に配付